

漆の実のみゐる国(下)

藤沢周平

文藝春秋

漆うるしの実みのみのる国くに（下）

平成九年五月二十日 第一刷
平成九年六月五日 第三刷

著者 藤沢周平

発行者 和田宏

発行所 株式会社 文藝春秋

東京都千代田区紀尾井町三―二三
電話（〇三）三二六五―一二二一

本文印刷 理想社

付物印刷 凸版印刷

製本所 中島製本

製函所 加藤製函

定価は函に表示してあります。万一
落丁乱丁の場合はお取替え致します

© Kazuko Kosuge 1997 Printed in Japan

ISBN4-16-362770-7

漆の実のみのる国（下）

二十五

安永四年五月六日の早朝、上杉治憲は少数の供の者を連れて城を出発し、下長井にむかった。前日に降った雨のせい、城も城下の町町も濃い朝霧あさきりにつつまれ、四圍はまだうす暗かった。しかし馬上の治憲を中心にした一行が、城下北端の北町番所を通りぬけ、米沢街道を北にすすんで中田村にさしかかったところに、雨雲のように上空を閉ざしていた霧の一角にほの紅い筋のようなものが現われ、それはみるみる夜明けの光になった。

そしてまるでそれが合図だったように、霧は急速に引きはじめて、霧の中からいちめんの青い稲田、点在する村村などが姿を現わした。と思う間もなく、街道の奥につらなる山山の上に日がのぼって、一行を照らした。

「あれを見よ」

それまで黙って馬をいそがせてきた治憲が言った。

「もう草を刈っておる」

供の者たちも一斉に田圃を見た。遠い田圃の中に、腰を深く曲げて鎌を使っている者がいた。田の畔あしの草を刈っているのである。

草を刈っている男は一人ではなかった。街道の西に見えている宮井村と思われる村落のはずれにも、二人の男が鎌を使っているし、街道の北、これから通って行く窪田村の手前にも人がいる。「牛馬にやる朝草を刈っているとこざりましょう」

と近習の一人が言った。少しは百姓の暮らしを知っている口ぶりだった。近習はつけ加えた。「男どもは、空が白むころには家を出るそうにこざりますゆえ、草刈りもそろそろ終りかと思われす」

治憲はもう一度田圃の中の男たちに目を走らせた。

日はいまはくまなく田圃や村落を照らし、ところどころで靄もの置き土産である水滴が日の光をはじくのも、宮井、藤泉、そのはるか奥にある小山田などの村に炊かぎの煙が這いまつわっているのもあきらかに見えた。さっきまで騎馬の一行を厚くとり巻いていた朝靄は、遠く盆地の隅にしりぞき、その中にも時おり草を刈る鎌がきらりと光るのが見える。のどかな景色だった。

——何事もなく……。

豊作であってくればよい、と治憲は思った。それは祈りだった。民はかくのごとく勤勉である。だが天候は、神に祈るしかないものだった。

一行は窪田村を通り過ぎ、その日の最初の目的地である糠野目村ぬかのめに着いた。巡覧出発にあたって、沿道の村村に藩主がくるからと特別のことをしてはならぬと、嚴重に通達を出しておいたの
で、巡覧の一行を迎えたのは郷村出役の鰐淵甚左衛門吉武と糠野目御役屋（陣屋）の役人、少数
の村役人だけだった。治憲と供の者たちは、御役屋の一室で城から持参した粗末な弁当を使って
朝食をとり、小休止すると鰐淵の案内で糠野目村内にある開墾地を見に出かけた。

郷村出役という新たな農政の役職が新設されたのは三年前の明治九年（安永元年）九月で、こ
の役職は、前年に行なわれた農村支配機構の改革を引きつぐ形で新設されたものだった。前年の
改革の中心は郡奉行制の復活で、さきに竹俣たけまたら重臣に誅殺された森利真も採用したこの制度を、
竹俣ら改革派も農村改革の骨組みをつくるにあたって再登場させたのである。

ただし森の時代とは違って、郡奉行二名には前の町奉行長井庄左衛門（藤十郎）高康、江戸御
納戸頭永井喜総兵衛貞則という人材をあて、家禄はそれぞれ二百五十石に引き上げた。永井はじ
つに二百石の加増だった。

そして郡奉行の下に五名の次役、その下に代官、副代官をおき、これら全体の上に郷村頭取、
次頭取を据えた。現在奉行が兼帯する新制の郷村頭取の職になっているのは、さきの重臣騒動
で失脚した千坂対馬高敦、色部修理照長にかわって奉行となった毛利内匠たくみ雅元である。

こうした農政機構の形は、大方は藩政初期、さらには森利真の藩政掌握時代の郡奉行制を踏襲
するものだったが、前記の時代にはなかった内容もまた加えられていた。ひとつはこれまで慣例
としてきた代官の世襲制を廃止したことであり、ふたつ目は副代官と掛り役人を増員して勤務の

充実をはかったことである。

副代官は各代官ごとに二名、合計十名が任命されたが、彼らの特色はいずれも五人扶持十石程度の小禄家臣だったことで、この実践を重視した副代官の組織はのちにこの中からすぐれた農政家を輩出することになる。

新制の農政機構の三つ目の特色は、郡奉行、次役に直属する形の役職である十二人の郷村出役と六人の回村横目を置いたことである。郷村出役は領内二百六十カ村を十二に分けたその一区画二十余カ村を管轄区域とし、その地域に住みついて農民の農作業、暮らしの教導にあたる役職で、横目は農村を密行して盜賊、賭博、さらには惰民の取締りにあたった。

これが制度上の農村改革で、糠野目村で治憲をむかえた鰐淵吉武はそういう新しい農村官僚の一人である。そして彼らの役目はひと口に言えば農村の教導にあつた。

さきに述べたように、治憲が就封してからのちも米沢藩は度重なる災害と国役で財政は少しも楽にはならなかった。こういう場合の藩が取る手段は領民に重い年貢を課してきびしく取り立てるといふ、いわゆる苛斂誅求かれんちゅうきゅうの色彩を帯びざるを得ない。明和七年ごろの米沢藩では七公三民といわれた重い年貢が課されていたのである。

藩主である治憲がどう考えようと、政治機構としての藩は、必要な税は未納の農民を打ち叩いても取り立てねばならない。その有様を、もう少し時代が下った寛政二年に、藩のもとに應じて具申した意見書の一冊である薬科立遠わかしななりゆうえんの「管見談」は、近年年貢の取り立てがきびしくなり、初秋になるやいなや役人が村村に下りてきびしく催促し、年貢の納めが遅れる者は肝煎きまじの家に縛

つておいたり、水風呂に入れたりしたと記した。「嚴冬烈寒にケ様の責に逢ふ事ゆゑに間々凍死する者も有と云へり。また当時は死せず共、翌年多くは疫病を病み死すると云へり。誠に不仁の甚しき哉」と立遠は嘆息している。

このような苛斂誅求が何をもたらすかといえば、農村人口の減少とその結果としての村の疲弊である。農民が夜逃げした、あるいは耕作を放棄して町奉公に変つたなどといういわゆる潰れ百姓が残した田畑は村の責任で共同耕作し、年貢を納めなければならない決まりである。しかし自分の家も人手が足りない一家に他をかまうゆとりがあるうはずがない、というので、最終責任者である肝煎が潰れ田の耕作は放棄したまま、年貢だけを納めるといった事態も現われた。しかしこのような弥縫策^{ひほうさく}が長くつづくわけはなく、村は荒廃し、安永初期の農村の人口はおよそ八万人、元禄初期にくらべると七千五百人も減少したのである。

藩がもつとも危機感を持ったのは、この農村人口の減少である。郡奉行制を柱とする農政改革の開始にあたって、竹俣当綱^{まさな}は農村官僚に鄉村勤方心得を示した。

その中に人少なで農業に手が回らないということが一国の衰微をもたらしたと述べ、人をふやすことが大事の根元であり、この一カ条が成就するだけで鄉村は立ち行くだろうと説諭している。また「治世のものは食物に候、食は土を掘りて田を作り、稻を植ゑて米を取り、これを喰らひて我ひと生きて居候致し方に候。その致し方が悪しく候へば家国衰へ、人々饑ゑて死に申候。政務の儀これに過ぎ候大事はこれ有るまじく候」とも述べている。

これが竹俣当綱の政治観である。そのために骨組みのしっかりした農村の改革をすすめようと

しているのだが、領内八万人の農民をこの改革の軌道に乗せることは簡単ではない。少数の村役人や地主をのぞけば、大方の農民は人倫のわきまえも十分でない無筆の徒である。教えこまなければならぬことは多々あるが、これを彼らの心にどう伝えるか。

藩主治憲は新しい農村改革の出発にあたって、新設の郡奉行に愛民の心を説く諭告を下した。しかし基本はそうであっても、勤方心得としてはいまだ少し实际的、具体的な方針が必要だろうと当綱は考える。

民を養い育てること父母のごとくするのが郷方役人の心得ではあるが、民は知らしむべからず由らしむべしともいう。農民をおだてすぎれば乱を招くことがあるだろうと当綱は述べ、農民に對するには寛猛二つの心得が必要だが少少のことはゆるやかにしてひどい取扱いはしてはならないと説諭した。その上で農民をみちびくための数数の条項を示し、農村指導の目安としたのである。

そしてこれらの農村指導を実地にすすめるのが新設の郷村出役、正式には郷村教導出役の役目だった。当綱は彼らにも教導の心得を指示したが、その内容はたとえば天道をうやまうこと、御上を恐れ尊ぶことといった人倫の教導から衣食住にわたる農民の暮らしむきまでこまかに言及し、奢りをいまして質素に徹すべきことを教えみちびくように言ったもので、当綱の意図は意図として、規制される農民側にすればたまったものではないという気持もあったであろう。

しかしまたその指示の中には、藩の用務を帯びて村に下る諸役人や知行主の横暴を排除することを命じた一項もあり、当綱が明確に郷村出役が農民保護の立場に立つことをもとめたことも示している。さきに記述した郷村出役の村方肝煎に通達した諭告の中には、奉行竹俣当綱のそうい

う基本的な考え方に沿った方針が示されているとみてよからう。

郷村出役には中級家臣である三手組の者が任命された。彼らは翌年に起きた七重臣の反改革事件の間も黙々と赴任地で働き、いま一行を迎えた鰐淵吉武のように、このあとの巡覧地でもつぎつぎと現われて案内役をつとめるはずだった。

彼らの中からはのちに中郡代官となる蓬田郁助^{よもた いさすけ}、勘定頭格に昇格する今成吉四郎相規^{いまなりきし ちうすけのり}、天明二年に郡奉行に任ぜられる小川源左衛門尚篤^{しげあつ}など、農政に通じた良吏が出て藩政の中枢に用いられて活躍することになる。鰐淵は馬廻組出身の二十五石、つましい一郷村出役にすぎないが、やがてこの人物も文化二年には百七十五石を加増され、家禄二百石の物頭となるのである。

巡覧の一行は、開墾地を見終ると、村の東を流れる松川べりにある舟場、糠野目河岸に行った。河岸にある津出場（舟屋敷）は、元禄五年に対岸の幕領屋代郷の産米を松川の下流最上川の舟運によって江戸に輸送しようともくろんだ京都の豪商西村九左衛門の置土産である。

西村はこの年米沢藩に松川下流の難所黒滝の開墾願^{かきぞん}いを上げ、翌年藩と幕府の許可がおりると二年の歳月と費用一万七千両を投じて開墾工事を成功させた。これまで屋代郷のみならず米沢藩でも、領外に売りさばく物資はすべて困難な峠越えにたよるしかなかったのだが、この工事完成によって松川と最上川が舟運でつながり、物資は最上川、酒田湊經由の西廻り舟運によって大消費地につながる道がついたのである。

「しかしながら黒滝の水路がひらかれた結果、思いがけぬことが起きました」
と河岸まで一行を見送り、治憲の諮問に答えていた鰐淵が言った。

西村から黒滝の開鑿願いが出たとき、米沢藩では賛否両論が起きた。黒滝の岩盤がくだかれて舟運の便がひらかれれば、出入りする商品の量は従来の比ではない。工事は国益に合致するという意見に対し、滝を切り落とせば土地の膏油を流し去り、地味は痩せて五穀の豊熟が損なわれるだろうという反対論があった。

「藩では国益と決して許可をあたえましたが、水路が開通したとき予想もしなかったことが起きました。松川、羽黒川、鬼面川の淵は浅瀬と変わり、白旗の松原は枯れ、郡中の漆木は生育が阻まれました。ここの河岸も水不足となってふだんは使えず、これからおいでになる宮村の河岸が常用の舟着き場となりました」

鰐淵の言うことを興味深そうに聞いていた治憲が言った。

「しかし開鑿の利もあったであろう」

「ござりました。永世通船の便がひらけましたことが第一、また水量が減ったために河川の水害が減り、下長井河原前には桑畑がひらけました。得失を論じれば、得が残ったものと愚考いたします」

治憲は満足そうにうなずいた。

一行は鰐淵や村役人に見送られて舟に乗り、糠野目をはなれたが、昨日の雨の名残りを残す川は、濁ってはいるものの水量が多く、舟はなめらかに松川をくだった。この日治憲は出役湯野川半左衛門忠隆、小川尚篤らの案内で精力的に沿岸の開墾地を見て回り、夜は小出村の竹田四郎兵衛家に泊った。

小出村は北側に隣接する宮村とともに、最上川と野川が合流する肥沃な扇状地の上に出来た村で、下長井地方の中心をなす土地である。米だけでなく青芋あおそ、繭、紅花、真綿など、下長井のゆたかな産物の加工地でもあり、また商品の集散地でもあり、舟場を持つ宮村とともに中心地は在郷町を形成して、多数の富商が住んでいた。

治憲の巡覧一行はここを根城と定めて各地の開墾地を見て回り、また小出村の筒屋（製蠶所）、とろ蔵、宮村の青芋蔵、米蔵などを巡視して回り、五月九日には宮村河岸（舟場）からふたたび舟に乗って、下流の荒砥、白鷹方面に足をのばし、白鷹山に登った帰りには漆苗畑や植立ての杉林などを見た。翌日はさらに下流の黒滝、古四王原などを見た。古藤長左衛門政富、蓬田右門らの郷村出役が案内役をつとめた。

六日に城を出発してから十二日に帰城するまで、治憲は七日間にわたって下長井を中心に各地の開墾地と産業を見て回ったのだが、その間にこの地方の景勝の地と呼ばれる草岡村の洞松寺をおとずれ、また萩野、中山と狐越街道を北上して、白鷹山に登り虚空蔵菩薩を参拝したことは、治憲にとって日ごろの多忙な政務をはなれたいときの休息となった。下長井滞在の最後の日十一日には今度の旅行の名目とした放鷹矢魚の遊びもたのしんだ。

治憲は十二日に帰城して、たまっていた政務の処理にかかったが、五月も末に近づいた二十七日に、二年前の七重臣騒動で隠居閉門の上知行の内三百石を削られた侍頭長尾景明、清野祐秀、平林正在の閉門を解く旨を公示した。竹俣当綱らと協議した結果である。

この処置によって、三家は後継の長尾景純、清野秀将、平林正賀がそれぞれ減石後の七百石、

千百十六石、五百五十石の家禄で侍組に復帰した。この処置の二日後、五月二十九日に、治憲は城中に諸士手伝いで奉公した家臣らを招き、これまでの手伝いの勤労をねぎらうとともに、思う仔細もありという言い方で、以後の手伝いを禁止した。しかし諸士手伝いをふくめた開墾地の巡覽、諸工事手伝いの巡覽はそのあとも入念につづけられ、その年の十月ごろになってようやく終った。

また五月に重臣騒動の三家を侍組に復帰させたのにひきつづき、七月三日にはさきに当主が切腹処分をうけて苗字断絶した須田家、芋川家に、末家を立てて二百石とし、侍組に召し出す旨の下命があった。赦免措置をうけて両家の跡をついだのは大小姓須田平九郎満清と芋川磯右衛門親生である。

同じ日、隠居閉門の上知行半減の処分を受けて慎んでいたもとの奉行千坂対馬、色部修理の両家にも、閉門を解いて対馬の嫡子与市清高と修理の嫡子典膳至長に家督相続と家禄半減のまま侍組に復帰すべき旨の下命があった。七重臣に対する苛烈な処分は、越後以来の名家重臣といえども藩主を侮ることはゆるさぬという、治憲の断固とした意志表明だったが、今度の赦免措置は、しかしながら越後以来の功業の臣の裔である名家の名を惜しんだといったものだったろう。

治憲が諸士手伝いの跡を巡覽し、七重臣の赦免措置を講じている間に、奉行の竹俣当綱は金主を相手に汗だくで借財整理の交渉を行なっていた。当時の藩の借り受け金は三谷三九郎が三万両余、野挽甚兵衛一万六千両余、酒田の本間家八千両余など、合計して十六万千七百三十両で、たとえば明和八年の元利を合わせた年間の返済額は三万九千九百六十一両、半永半石（半分は永楽

錢、半分は米」という藩の年貢の半永（実情は銀納中心）、つまり一年分の銀納め分を上回る額となっていた。

苛酷な年貢取立てをあえてして、領内から搔きあつめるようにして金をあつめても、これではとうてい財政が立ちゆくわけがなく、改革にともなう新規事業に取り組むとしても、その前に、この膨大な借財を何とかしなければならぬというのが当綱の考えである。当綱は手段をつくして借財整理に取り組み、この年ついに古債の永年賦払い、無利息という交渉に成功した。

八月初旬には、荏戸善政が具申した家中への借り上げ銀方一回限りの返却が実現した。諸士手伝いの跡を藩主みずからが巡覧して、長きにわたった勤労をねぎらうことと以後の手伝い停止、重臣処分の赦免措置、借財整理、そして銀方の返却は、いずれも本格的な改革事業を始動せしめる前に始末をつけておくことであつたと言えようか。

あるいは協議の末に、あるいはたまたま関係者の符節が合致して、実行のはこびになつた以上の政務は、いずれにしろ新しい事業を心おきなく行なうために必要な事柄であつた。

安永四年十月四日は朝から断続的にしぐれが降る寒い日だった。その日治憲が執務室に入るのを待っていたように、荏戸善政を同道して現われた竹俣当綱は、朝の挨拶が済むとすぐに、三木植立ての計画書が出来ましたと言った。

竹俣当綱は、持参した風呂敷包みをひらいて奉書紙に包んだうすい冊子を取り出すと、うやうやしく治憲にささげた。

「まずはお目通しをねがわしく」

当綱は言うど、しりぞいて一礼した。荇戸善政もこれに倣った。治憲はうけとった冊子に目を走らせた。並んでいるのはつぎのような数字だった。

一、漆木百万本

二十二万二千二百十二俵 実穂一本より一斗計つゝの出方

一万九千百五十七両 百万本の御潤益

一、桑木百万本

七千四百七両 一本より四十文計つゝの出方にして御潤益

一、楮^{こうそ}百万本

五千五百五十五両 一本より三十文計つゝの出方にして御潤益

合せて三万二千百十九両

御知行に積り

十六万五千九十五石 百石二十両の割にして御知行に直し候分

右は三木の御潤益十年の後御出方空勘かくのごとし、ただしこれまで御出方の外

三木の内漆百万本植立て候地割（ただし一本を三坪に植立積り）

一、六十四万本 御郡中百姓持地一坪へ三十本つゝ植立て

一、二十六万五千本 御郡中空地七百五十九町の地所へ植立て

一、七万五千本 御家中諸士一屋敷へ十五本つゝ植立て